

## 公益財団法人大阪観光局個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪観光局（以下「観光局」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 観光局保有個人情報 観光局が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、6か月以内に消去することとなるもの又はその存否が明らかになることにより次に掲げるおそれのあるものを除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれ

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれ

(5) 本人 個人情報から識別される特定の個人をいう。

(6) 職員 この規程は、役員、職員その他観光局の業務に従事するすべての者に適用する。

### (個人情報保護の責務)

第3条 観光局は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (利用目的の特定)

第4条 観光局は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 観光局は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 観光局は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 観光局は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(収集の制限)

第6条 観光局は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 観光局は、法令等に定めがあるとき又は観光局の事務又は事業の目的を達成するために必要不可欠であると認められるときを除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 観光局は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 観光局は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。以下同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 観光局は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより観光局の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき  
(適正な維持管理)

第8条 観光局は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理対策)

第9条 観光局は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損、改ざん及び不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(人的安全管理措置)

第10条 観光局は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員に対し必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事務処理の委託)

第11条 観光局は、個人データを取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託する場合は、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん及び不正アクセス等の防止に関する事項、契約に違反したときの損害賠償に関する事項等を明記するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うなど、個人データの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者提供の制限)

第12条 観光局は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 観光局は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人情報の項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人から識別される個人データの第三者への提供を停止すること

3 観光局は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 観光局が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 観光局は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(観光局保有個人情報に関する事項の公表等)

第13条 観光局は、観光局保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1) 観光局保有個人情報の利用目的(第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。)

(2) 次条第1項、第15条第1項、第22条第1項、第26条第1項又は第30条第1項の規定による求めに応じる手続(第31条第2項の規定による手数料の額を含む。)

(3) 観光局が行う観光局保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先  
(利用目的の通知の求め)

第14条 観光局は、本人から当該本人が識別される観光局保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される観光局保有個人情報の利用目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 観光局は、前項の規定に基づき求められた観光局保有個人情報の利用目的を通知しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示の求め)

第15条 観光局保有個人情報の本人は、観光局に対し、当該保有個人情報の開示を求めることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示を求めることができる。

(開示義務)

第16条 観光局は、当該本人が識別される観光局保有個人情報の開示(当該本人が識別される観光局保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、開示

の求めに係る観光局保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該観光局保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示の求めをした者（前条第2項の規定により未成年又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の求めをする場合にあつては、当該本人をいう。第20条第1項において同じ。）又は第三者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合
  - (2) 観光局の業務等の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 法令に違反することとなる場合
- (部分開示)

第17条 観光局は、開示の求めに係る観光局保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示の求めをした者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示の求めにかかる存否に関する情報)

第18条 観光局は、開示の求めに対し、当該開示の求めに係る観光局保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、観光局は、当該観光局保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の求めを拒否することができる。

(開示の求めに対する措置)

第19条 観光局は、開示の求めに係る観光局保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨、開示する観光局保有個人情報及び開示の実施に関し観光局が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 観光局は、開示の求めに係る観光局保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示の求めを拒否するとき及び開示の求めに係る観光局保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 観光局は、前2項の規定により開示の求めに係る観光局保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示の求めをした者に対し、当該各項に規定する書面において、開示しないこととする理由を明らかにするものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 観光局は、開示の求めに係る観光局保有個人情報に、開示の求めをした者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、開示決定等をするに当たって必要と認めるときは、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他観光局が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。

- 2 観光局は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、観光局は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施の方法)

第21条 観光局保有個人情報の開示は、文書又は図画に記録されているときは写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して観光局が定める方法により行う。ただし、本人の同意があるときは、閲覧の方法により開示することができる。

2 観光局は前項のただし書により閲覧の方法により観光局保有個人情報を開示する場合において、当該観光局保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障が生ずる恐れがあると認めるとき、第17条の規定により観光局保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(訂正の求め)

第22条 観光局保有個人情報の本人は、自己に関する観光局保有個人情報に事実の誤りがあることを理由として、観光局に対し、当該観光局保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求めることができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正の求めについて準用する。

(訂正義務)

第23条 観光局は、訂正の求めがあった場合において、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該観光局保有個人情報の内容の訂正を行わなければならない。

(訂正の求めにかかる存否に関する情報)

第24条 第18条の規定は、訂正の求めについて準用する。

(訂正の求めに係る措置)

第25条 観光局は、訂正の求めに係る観光局保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正の求めをした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 観光局は、訂正の求めに係る観光局保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正の申出を拒否するとき及び訂正の求めに係る観光局保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正の求めをした者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止の求め)

第26条 観光局保有個人情報の本人は、自己に関する観光局保有個人情報が次の各号のいずれかに該当することを理由として、観光局に対し、当該各号に定める措置の求めをすることができる。

(1) 第5条の規定に違反して取り扱われているという理由、第6条の規定に違反して収集されたという理由、又は第8条第2項の規定に違反して保有されているという理由当該観光局保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項の規定に違反して提供されているという理由当該観光局保有個人情報の提供の停止

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による観光局保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の求め（以下「利用停止の求め」という。）について準用する。

(利用停止義務)

第27条 観光局は、利用停止の求めがあった場合において、当該利用停止の求めに理由があると認めるときは、観光局における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用

停止の求めに係る観光局保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該観光局保有個人情報の利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止の求めに係る存否に関する情報)

第28条 第18条の規定は、利用停止の求めについて準用する。

(利用停止の求めに対する措置)

第29条 観光局は利用停止の求めに係る観光局保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止の求めをした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 観光局は、利用停止の求めに係る観光局保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止の求めを拒否するとき及び利用停止の求めに係る観光局保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止の求めをした者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(開示の求め等の手続き)

第30条 第14条、第15条、第22条又は第26条の規定による求め（「開示等の求め」という。以下同じ。）は、観光局が定める事項を記載した書面を観光局に提出する方法により行わなければならない。

2 観光局は、開示等の求めをしようとする者が、前項の書面を提出する際、当該開示等の求めに係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示を求めるものとする。

3 観光局は、開示等の求めにかかる書面に形式上の不備があると認めるときは、開示等の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、観光局は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該観光局保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

(手数料等)

第31条 開示等の求めに係る手数料は無料とする。

2 第21条の規定により写しの交付（電磁的記録については、これに準ずるものとして観光局が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして観光局が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の処理)

第32条 観光局は、観光局が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(他の制度との調整等)

第33条 この規程は、図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 観光局が、地方公共団体の指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として、当該地方公共団体の設置する施設の管理の業務を行うに当たって取得した個人情報の取扱いについては、当該地方公共団体が規定する個人情報保護条例の定めるところによる。

3 第13条の規定は、人事、給与、サービス、福利厚生その他観光局の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。

(施行の細目)

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

(公益財団法人の移行に伴う名称の変更)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

((第2条)定義(6)職員の内容変更)

この規程は平成26年9月1日から施行する。

附 則

(名称の変更)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。